

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	657,009	473,025	401,114	326,813
		補正予算(b)	297,826	-42,450	-61,810	
		繰越し等(c)	-55,886	97,462	-1,828	
		合計(a+b+c)	898,949	528,037	337,476	
執行額(百万円)	852,812	445,447	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について</p> <p>・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針</p> <p>・総理所信表明演説「原発事故で大きな被害を受けた福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除されたことに続き、先月から中間貯蔵施設が稼働しました。除染土壌の搬入を進め、二〇二〇年には身近な場所から仮置き場をなくします。」(2017年11月・抜粋)</p>					

測定指標	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
		除去土壌等の仮置場等の解消等	<p>平成30年3月までに、帰還困難区域を除き、面的除染が完了した。発生した除去土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施している。除染特別地域においては194か所(平成31年3月末時点)、福島県内の汚染状況重点調査地域では616か所(平成31年3月末時点)の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施しているところである。</p> <p>また、中間貯蔵施設への輸送等により、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施している。平成30年度は、除染特別地域においては89か所(平成31年3月末時点)、福島県内の汚染状況重点調査地域では242か所(平成31年3月末時点)の原状回復が完了した。</p> <p>福島県外の除去土壌については、処分方法を定めるため、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム」を設置し、平成29年から専門的見地から議論を進めている。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、平成30年から茨城県東海村及び栃木県那須町の2箇所で実施している。</p> <p>なお、平成30年度は、地域の放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認された3町村において、汚染状況重点調査地域の地域指定を解除した。これにより、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村は当初の104市町村から89市町村に減少した。</p>	長期的な目標
中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の推進	<p>福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、平成28年3月に「中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」」を公表しており、これに沿って事業を進めている。</p> <p>用地については、平成31年3月末時点で全体面積の約70%に当たる約1,114ヘクタールが契約済となっている。</p> <p>施設については、平成28年11月に土壌貯蔵施設等の整備に着工し、平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。</p> <p>輸送については、平成30年度までに、累計で約262万m³の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入したところである。</p> <p>除去土壌等の減容・再生利用については、平成28年4月に「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」を取りまとめ、同年6月には福島県内から発生した除去土壌を対象として「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」を公表した。これらに基づき、除去土壌の再生利用実証事業を進めているところである。「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」については中間年度となる平成30年度に中間目標の達成状況等を踏まえ、見直しを行った。</p>	長期的な目標	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理	—

仮置場から中間貯蔵施設への搬入量	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	23年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	30年度	
	-	2千m ³	4.5万m ³	18.4万m ³	53万m ³	183.9万m ³	180万m ³	○
年度ごとの目標	-	5万m ³	15万m ³	50万m ³	180万m ³			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○ 除染に伴い発生した土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施しており、除染特別地域においては194か所(平成31年3月末時点)、福島県内の汚染状況重点調査地域では727か所(平成30年12月末時点)の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施している。 中間貯蔵施設への輸送などにより、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施しており、平成30年度は、除染特別地域においては89か所(平成31年3月末時点)、福島県内の汚染状況重点調査地域では203か所(平成30年12月末時点)の仮置場の原状回復が完了した。 さらに、「除去土壌の処分に関する検討チーム」を平成30年度末までに4回開催し、福島県外の除去土壌の処分方法に関する議論を進めているところである。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、茨城県東海村及び栃木県那須町の2箇所で実施しているところである。 なお、平成30年度は、地域の放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認された3町村において、汚染状況重点調査地域の地域指定を解除した。これにより、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村は当初の104市町村から89市町村に減少した。 ○平成28年3月に「中間貯蔵施設にかかる当面5年間の見通し」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。 平成30年度末までに、当面5年の見通しにある最大輸送量250万m ³ に対し累計で約264万m ³ の除去土壌等を搬入し、施設の整備に必要な用地取得については、平成31年3月末時点で、約1,114haの用地を取得した。 平成30年度には「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」について、中間目標の達成状況等を踏まえ、見直しを行った。
	施策の分析	○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるため、取組を着実に進めていくことが重要。 ○引き続き、「2019年度の中間貯蔵施設事業の方針」に基づき、用地取得、施設整備や除去土壌等の輸送を着実に進めていくことが重要。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるための取組を着実に進めていくことが必要であり、現行の指標を維持する。 中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入についても、引き続き継続的な取組が必要であり、現行の指標を維持する。

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、除去土壌の処分に関する検討チーム、中間貯蔵施設安全対策検討会、中間貯蔵施設環境保全対策検討会、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境再生事業担当 参事官室 環境再生施設整備 担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境再生事業担当参事官 環境再生施設整備担当参事官	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	----------------------------------------	--------------------	------------------------------	----------	--------